

広情個審第18号

平成29年7月31日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月7日付け広市教学教第57号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第109号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成27年10月7日付け広市教学教第57号の諮問事案（諮問第109号事案）

平成27年8月24日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年9月7日付け広市教学教第48号で行った公文書部分開示決定に対する同月8日付け異議申立て

## 1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、平成25年第4回教育委員会 議題4の会議資料のうち、懲戒処分された教職員の所属を開示するよう求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

実施機関は懲戒処分の公開基準を公表しており、地方公務員法第29条による処分者については原則として被処分者の所属は公開するとされている。しかしながら開示文書では所属は非開示とされている。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関が定めた「懲戒処分の公表基準」の3の「被処分者の所属」については、内部規定により、被処分者が教員の場合は、「被処分者の所属する学校の校種」と定めてい

る。

これは、被処分者の所属する学校名を公表した場合の児童生徒、地域、当該学校の教育活動に与える悪影響の大きさを考慮したものである。

よって、条例第7条第1号及び第3号の観点から、申立人の求める開示請求には応じることができない。

なお、本件異議申立ての対象である平成25年第4回教育委員会議の議題4の会議資料のうち、議案第15号に係る懲戒処分については、関係者からの要望により公表していない。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 異議申立ての内容について

本件異議申立ては、実施機関が開示とした情報のうち、平成25年第4回教育委員会議の議題4の会議資料に記載された懲戒処分の被処分者の所属の開示部分を開示するよう求めるものであり、該当する公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、文書①「議案第14号 教職員の人事について」、文書②「議案第15号 教職員の人事について」、文書③「議案第16号 教職員の人事について」である。

当審査会は、上記被処分者の所属を開示とした決定の妥当性について判断する。

##### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書の開示部分には、被処分者の所属（学校名）が記載されている。

当該被処分者の所属は、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報（…）であつて、…特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書のアからエまでの除外事項に該当しない。

したがって、当該被処分者の所属は、同号の開示情報に該当する。

##### (3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は、関係者のプライバシーへの配慮の観点から、関係者が公表を望まない場合には、懲戒処分を行った事実を公表しない運用を行っており、上記文書②に係る懲戒処分については公表していない。

しかしながら、情報公開制度の目的である市民の知る権利の尊重という観点を考慮

すると、関係者が公表を望まない場合であっても、関係者の人権等に配慮した上で、開示可能な情報、例えば、「広島市立の学校の教員に対して懲戒免職を行った。」との情報は開示するなど、情報公開の適正化をより一層図られるよう付言する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 10. 7	広市教学教第57号の諮問を受理（諮問第109号で受理）
29. 4. 21 (第1回審査会)	第2部会で審議
29. 5. 12 (第2回審査会)	第2部会で審議
29. 6. 2 (第3回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送(株)報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授